

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

山形県／尾花沢市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧尾花沢町地域（尾花沢地区）

(1) 現況

本地域は、尾花沢盆地の中心部に位置し、東西に流れる一級河川の丹生川水系の水資源を活用した稲作が盛んで、その周辺部にはすいかを中心とした畑作地帯が広がっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧福原村地域（福原地区）

(1) 現況

本地域は、尾花沢市の北部に位置し、市町村境界付近の急傾斜地の棚田等において稲作が行われているが、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行なうことが必要である。また、平場は稲作のほか尾花沢すいかの発祥の地であることもあり、すいかを中心とした野菜栽培が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、中山間部で併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧宮沢村地域（宮沢地区）

(1) 現況

本地域は、尾花沢市の東部に位置し、奥羽山脈に近接する急傾斜地の棚田等において稲作が行われているが、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行なうことが必要である。また、平場は丹生川水系の水資源を活用した稲作が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、中山間部で併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧玉野村地域（玉野地区）

(1) 現況

本地域は、国道347号線の沿線部に位置し、奥羽山脈に近接する急傾斜地の棚田等において稲作が行われているが、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、こ

れを補正する取り組みを行なうことが必要である。また、平場は丹生川水系の水資源を活用した稲作が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、中山間部で併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧常盤村地域（常盤地区）

(1) 現況

本地域は、尾花沢市の南東部に位置し、奥羽山脈に近接する急傾斜地の棚田等において稲作が行われているが、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行なうことが必要である。また、平場は丹生川水系の水資源を活用した稲作が盛んである。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号および同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、中山間部で併せて同項第1号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する地域	実施を推進する事業
①	旧尾花沢町地域（尾花沢地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	旧福原村地域（福原地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
③	旧宮沢村地域（宮沢地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業
④	旧玉野村地域（玉野地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑤	旧常盤村地域（常盤地区）	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第2号に掲げる事業について

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

対象地域及び対象農用地については、次の①の指定地域のうち②の要件を満たす尾花

沢市農業振興地域農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、一の集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる団地が複数ある場合は、その合計面積が1ha以上であるときは対象農用地とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地すべてを協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加えることとする。

①対象地域

交付金の交付対象となる地域は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域とする。

②対象農用地

ア 急傾斜農用地は、傾斜基準を田1/20以上、畑、草地および採草放牧地15度以上とし、団地の主傾斜により判定を行う。ただし、団地の一部が傾斜基準を下回っても主傾斜が傾斜基準を満たす場合は、一団の農用地すべてを対象農用地とする。

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

エ 緩傾斜農用地については、以下の要件を満たす農用地とする。

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合であって、急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地である場合。

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合であって、緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均である高齢化率は30%以上、耕作放棄率は田5%以上、畑（草地含む。）10%以上の場合。

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

オ 知事が地域の実態に応じて指定する地域内の農用地

(2)対象者

認定農業者に準ずる者とは、尾花沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など、地域の実情に合わせて市長が認める者とする。

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等